平成２９年（フ）第３３号
静岡県下田市柿崎485番地の３
債務者　新井　　勝
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第１７９号
三重県亀山市北鹿島町15番12号202　ワールド北鹿島Ａ棟、前住所三重県亀山市野村１丁目14番11号
債務者　津曲　伸也
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１９２号
兵庫県伊丹市中央２丁目３番13―201号、前住所愛知県田原市福江町下地35番地２　205
債務者　堀井眞知子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
兵庫県豊岡市城南町20番19号
債務者　山科　八郎
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
広島県尾道市瀬戸田町林1286番地13　カサ・エストリータ202号
債務者　大崎　美保
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第７４号
広島県尾道市美ノ郷町三成1174番地１　リバーコート105
債務者　中川　隨順
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１７４号
徳島県徳島市住吉１丁目11番19号　第２国行マンション202号
債務者　生駒　　泉
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０１号
愛媛県四国中央市三島宮川３丁目５番20号　ホワイトヴィラ宮川308号
債務者　星加　　勝
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第６７号
福岡県田川郡添田町大字庄2548番地の１　真木団地88号、前住所福岡県田川郡添田町大字庄2442番地
債務者　木下　生美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第９８号
福島市泉字台１番地の７　第２泉ハイツ202号
債務者　太田　利美
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１７３号
福井県あわら市中番第17号３番地24
債務者　谷口　真紀
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３４号
高知県四万十市具同8688番地44
債務者　松尾　光男
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第１７６号
福岡県久留米市東櫛原町324番地３　ドリームハイツ東櫛原101号、前住所福岡県久留米市西町1470番地１　コーポラスＶＢ507号
債務者　立野　友和
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第７５号
佐賀県唐津市唐房５丁目4898番地１
債務者　飯田　弘徳
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１１０号
宮崎県延岡市昭和町２丁目70番地　ハイツさざんか　103
債務者　岩切　芳子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１６２号
神奈川県三浦市三崎町諸磯３番地１　三上アパート202
債務者　高橋　利夫
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１７２号
神奈川県横須賀市船越町２丁目65番地　宮本方
債務者　井上　裕佳
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部